

介護サービス施設整備・運営事業者募集要項
【令和8年度整備分】

令和7年5月
大船渡市

大船渡市介護サービス施設整備・運営事業者募集要項

1 募集の趣旨

本市では、地域包括ケアの基本理念を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域や環境の中で安心して暮らせるよう、「大船渡市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和8年度）」に基づき、介護サービス施設の整備を実施するため、介護サービス施設整備及び運営事業者を募集します。

2 募集する介護サービス施設の種類の等

令和8年度に整備・運営事業者を募集する介護サービス施設の種類の等は以下のとおりです。

種 別	整備地区	整備数	定員数	整備方法
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	吉浜地区	1 箇所	9 床	新設

3 施設整備に伴う補助等

施設の整備に係る財政的な支援は次のとおりです。

なお、当該補助を受けるためには、整備計画年度中に事業を完了することが要件となります。

種 別	補助金額(基礎額)	補助事業名
認知症高齢者グループホーム	3,360万円 (1施設当たり)	介護施設等整備事業費補助金(県補助)

備考1 補助金額と補助事業名は現時点での内容であり、今後、岩手県補助金交付要綱等の改正により、内容が変更される場合があります。

2 補助金額は、岩手県での事業計画等の審査を経て決定されますので、大船渡市への応募をもって補助金の交付が確約されるものではありません。

3 上記補助金の交付に併せて、介護施設開設準備経費等事業補助金が交付されます。

4 運営事業者の選定と岩手県への申請をもって補助金の交付を確約するものではありませんので、仮に、岩手県の補助金が活用できない場合も想定して、事業計画を策定するように願います。

4 応募事業者の資格及び要件

応募事業者は、次の各号すべてを満たすこととします。

(1) 令和7年4月1日時点で大船渡市内に主たる事務所又は事業所を有する法人であること。

※法人とは、社会福祉法人、医療法人、株式会社、特定非営利活動法人等を指します。

(2) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に定める欠格事項に該当しないこと。

(4) 厚生労働大臣が定める「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」など、老人福祉法及び介護保険法関係基準を満たしていること、又は事業開始までに当該基準を満たすことが確実であること。

(5) 地域密着型サービス事業の運営を直接行う事業者であること。

- (6) 施設を整備する土地と建物は、事業運営主体が所有権を有すること、若しくは取得が見込まれること、又は賃貸借契約の締結が確実であること。
- (7) 整備計画年度中に本体工事を着工すること。

5 募集要項及び応募申込書等のダウンロード

募集要項及び応募申込書等は、市のホームページからダウンロードできます。

6 応募方法

(1) 申込書等の提出

本募集に申込みを希望する事業者は、次の資料を持参により提出してください。

- ① 応募申込書（別紙1「応募申込書の提出書類一覧」を参照）
- ② 開設提案書（別紙2「開設提案書の提出書類一覧」を参照）
- ③ 施設を整備する土地を取得する予定の場合は、土地売買契約書又は覚書に類する書類の写し

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期間

令和7年5月30日(金)から令和7年6月30日(月)まで

※ 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)

(4) 提出先

〒022-0003 岩手県大船渡市盛町字下館下 14 番地 1（大船渡市総合福祉センター内）
大船渡市保健福祉部長寿社会課 事務室

電話：0192-26-2943 FAX：0192-27-1589

E-Mail：ofu_cho-sha@city.ofunato.iwate.jp

(5) その他

- ① 書類の作成その他応募に必要な一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- ② 提出期間経過後の書類の差し替え及び再提出は認めません。
- ③ 提出された書類は添付資料等も含め返却しません。
- ④ 提案内容及び大船渡市ささえあい長寿推進協議会並びに大船渡市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会の議事録は、公開する場合があります。

7 介護サービス事業者の選定方法

(1) 選定方法

① 運営事業者の決定方法

運営事業者については、大船渡市ささえあい長寿推進協議会並びに大船渡市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会（以下「ささえあい協議会」という。）の意見を踏まえ、大船渡市長が決定します。

② ヒアリング等の実施

市が必要と認める場合には、ヒアリング及び整備予定地の現地確認を行うことがあります。

③ プレゼンテーション等の実施

協議の際に、開設提案の内容等について応募した法人からプレゼンテーション（説明など）をしていただく場合があります。

④ 審査基準

審査に当たっては、厚生労働大臣が定める「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」等に沿って審査を行います。

(2) 再公募

応募がない場合及び運営事業者が決定しなかった場合には、再度公募を行う場合があります。

8 その他

(1) 関係法令等の遵守

応募に当たっては、老人福祉法、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法、文化財保護法等の関係法令を遵守することが必要となります。特に建設予定地を開発する際は、手続き等に遺漏のないよう留意願います。

(2) 追加書類の提出等

当市が必要と認める場合は、追加書類の提出又は説明を求めることがあります。

(3) 決定の取消し

事業者決定された後、応募の際提出した内容と実際の事業計画が著しく異なる場合は、事業者の決定を取り消す場合があります。

(4) 災害危険区域の指定による建築制限

災害危険区域の指定による建築制限がなされている区域がありますので、ご留意願います。

(5) 補助事業における事務の適切な執行

補助事業の執行においては、各補助金交付要綱の手続き等に準拠してください。